

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

診療所 きむら内科小児科医院  
診療科 内科・小児科  
管理者 院長 木村 泰博  
医師 副院長 木村 真大  
診療日 月 火 水 木 金 土 ※木曜日・土曜日は午前のみ  
診療時間 午前 9 時～12 時 午後 3 時 30 分～6 時  
休診日 日曜日 祝日 木曜日・土曜日午後

当院は医師法第 20 条「無診療治療等の禁止」を遵守しています。  
原則的に診療せずにお薬だけの処方致しません。ご理解ご協力お願い致します。

### 施設基準等に係る届出

令和6年6月現在

施設基準等名称	届出年月日		
<b>【基本診療料】</b>			
情報通信機器を用いた診療に係る基準	令和	5 年	7 月
機能強化加算	令和	4 年	4 月
外来感染対策強化加算	令和	4 年	4 月
連携強化加算	令和	4 年	4 月
医療DX推進体制整備加算	令和	6 年	6 月
時間外対応加算1		24 年	4 月
地域包括診療加算1	令和	5 年	1 月
明細書発行体制等加算	平成	22 年	4 月
夜間早朝等加算	平成	25 年	7 月
<b>【特掲診療料】</b>			
がん性疼痛緩和指導管理料	令和	3 年	7 月
ニコチン依存症管理料	平成	29 年	6 月
在宅療養支援診療所2	令和	4 年	10 月
がん治療連携指導料	平成	30 年	1 月
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	平成	28 年	4 月
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	令和	5 年	9 月
在宅医療DX情報活用加算	令和	6 年	6 月
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	平成	18 年	4 月
在宅がん医療総合診療料	令和	5 年	9 月

## 指定を受けている公費負担医療制度等

- ・ 生活保護法
- ・ 被爆者一般疾病医療費
- ・ 中国残留邦人等(支援給付)
- ・ 特定疾患治療費 等

## 当院では、「かかりつけ医」機能を有するクリニックとして、以下の取り組みを行っております

- ・ 受診されている他の医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合があります。
- ・ 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・ 福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

## 当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応しています

受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行っています。

## 当院は情報通信機器を用いた診療に対応しております

情報通信機器を用いた初診診療では向精神薬を処方しておりません。

## 当院は患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬又はリフィル処方箋の交付に対応可能です

## 当院は往診や訪問診療に対応しております

患者様のお宅に定期的に訪問して診察することができます。

寝たきりなどで通院がしづらい方、病院から退院して自宅療養中の方など、患者様の状況に応じて対応いたします。ご不明な点などのご相談ください。

### **当院では再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております**

かかりつけ患者様からの問い合わせに対して診療時間外に対応できる体制を整えております。電話による問い合わせに応じることができない場合にも、留守番電話機能を利用して対応しております。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間内に受診した場合も算定しております。

### **当院では後発品薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています**

後発品薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合においても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。

### **当院は診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております**

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出下さい。

### **当院は第二種協定指定医療機関の指定を受けています**

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き」に基づいて診療を行っております。発熱、倦怠感、嘔吐・下痢、咽頭痛・咳・鼻汁などの症状のある患者様は、お車でお待ちいただくなど他の患者様との動線を分けて対応しています。

平日(月曜日～金曜日)18時および土曜日12時以降に受付された患者様には、夜間・早朝加算(50点)を算定しています。